

令和 6 年度第 2 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 7 年 3 月 2 1 日

担当部・課：保健福祉部障害福祉課〔内線 2 4 7 3〕

① 件 名	
石巻市難聴児補聴器助成事業における所得制限の撤廃について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】</p> <p>難聴児補聴器助成事業は、県の市町村振興総合補助金事業を活用して、身体障害者手帳の交付対象とならない 1 8 歳未満の軽度・中度難聴児に対して補聴器の購入及び修理に要する経費の一部又は全部を助成しているが、世帯の市町村民税所得割額の最多納税者の納税額が 4 6 万円以上である場合は助成の対象外としている。</p> <p>今般、障害者総合支援法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年 4 月 1 日施行）において、これまで補装具費の支給対象外としていた市町村民税の所得割額が 4 6 万円以上の支給対象等のうち、障害児又は障害児の属する世帯の世帯員に係る所得制限を撤廃し、障害児について補装具支給制度の対象としたことを受け、県は令和 7 年度から補助対象要件の所得制限を撤廃することとした。</p> <p>【目的】</p> <p>宮城県と同様に、難聴児補聴器助成事業において難聴児への助成に係る所得制限を撤廃するもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市難聴児補聴器助成事業実施要綱（平成 2 5 年告示第 1 1 2 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち</p> <p>第 3 節 共に安心して暮らせる障害福祉の充実</p> <p>1 障害者の自立と社会参加への支援を行う</p> <p>石巻市第 4 次障害者計画</p> <p>第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成 2 5 年 4 月～ 石巻市難聴児補聴器助成事業実施要綱施行	
⑤ 主な内容	
石巻市難聴児補聴器助成事業実施要綱を一部改正し、助成に係る所得制限の規定を削除するほか、文言の整理を行う。	
改	正
<p>(助成対象等)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 両耳の平均聴力レベルが 3 0 デシベル以上であり、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(助成対象からの除外)</u></p> <p>第 3 条 <u>前条第 2 項の規定にかかわらず、過去に交付決定を受けたことのある助成対象児の補聴器の更新にあつては、前回の交付決定から耐用年数である 5 年</u></p>	<p>(助成対象等)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 両耳の平均聴力レベルが 3 0 デシベル以上 7 0 デシベル未満であり、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(助成対象からの除外)</u></p> <p>第 3 条 <u>前条第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかの要件に該当する場合は助成の対象から除外する。</u></p> <p>(1) <u>助成金の交付申請を行う月の属す</u></p>

<p>を経過していない場合（災害等当該助成対象児の責任によらない事情により亡失、毀損したと認められる場合を除く。）は助成の対象から除外する。</p>	<p>る年度(4月から6月にあつては前年度)における助成対象児又は助成対象児の属する世帯の他の構成員で市町村民税所得割額の最多納税者の納税額が46万円以上の場合</p> <p>(2) 過去に交付決定を受けたことのある助成対象児の補聴器の更新にあつては、前回の交付決定から耐用年数である5年を経過していない場合（災害等当該助成対象児の責任に拠らない事情により亡失、毀損したと認められる場合を除く。）</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>	
<p>【影響・効果】 所得制限の撤廃により、難聴児を養育する世帯の負担軽減が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 令和5年度補聴器助成件数 4件 給付額 183,679円 (財源) 市町村振興総合補助金 県1/3、一般財源2/3 ※過去3年間で所得制限により支給対象外とした件数 なし</p>	
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>	
<p>仙台市は従前から所得制限を撤廃している。 また、その他の県内市町村においては本市と同様の改正を行う。</p>	
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>	
<p>令和7年3月 石巻市難聴児補聴器購入助成事業実施要綱の一部改正 (施行予定年月日：令和7年4月1日) 4月 市ホームページによる周知</p>	
<p>⑨ その他</p>	